

身近な人が 亡くなった後の手続き案内

ご親族のご不幸を悼み、謹んでお悔やみ申し上げます。

お亡くなりになった方によって必要な手続きが異なりますので、

本冊子をご一読いただき、ご利用ください。

死亡届

年金

健康保険

マイナンバー

介護保険

税金

市役所以外での手続きなど

発行：佐久市 担当：市民健康部 市民課 (2021年4月1日改訂)

亡くなった直後から行う手続き

○手続きの流れ

死亡診断書または死体検案書の受取り	病院より交付されます。
葬儀社との打ち合わせ（火葬の仮予約）	葬儀社から火葬の仮予約をしてもらいます。
市区町村役場へ死亡届の提出（火葬の予約確定） ※仮予約された市町村役場へ提出してください。 <u>火葬許可証・霊柩車使用許可証を交付します。</u>	<ul style="list-style-type: none">・火葬許可証・霊柩車使用許可証を発行します。交付時間は午前8時30分～午後5時15分までです。・死亡届はあらかじめ記入してお持ちください。・届出時に次の事項をお聞きします。<ul style="list-style-type: none">①火葬の予約日時②出棺場所③出棺時間④利用される霊柩業者名⑤使用する霊柩車の種類 <p><死亡届出について></p> <ul style="list-style-type: none">・届出期間：死亡の事実を知った日から7日以内・届出人：①親族②その他の同居者 ③家主、地主または家屋もしくは土地の管理人・持ち物：死亡診断書または死体検案書 届出人の印鑑
火葬・葬儀	火葬許可証・霊柩車使用許可証は火葬場へ提出してください。 火葬が終わると「火葬済」の印を捺され返却されます。
納骨	火葬場で返却された火葬許可証は、納骨先の墓地・霊園の管理者へ埋葬許可証として提出が必要です。